北海道高等教育研究所

ニューズレター

第22号

発行日 2022年9月30日

発行:北海道高等教育研究所

北海道高等教育研究所 〒047-0033 小樽市富岡 2-33-22 山口 博教 気付 E-mail z00161@hokusei.ac.jp ホームページ http://jinken-net.org/heri/

もくじ

◆ 第2回研究会報告の「前書き」に代えて

山口 博教(北海道高等教育研究所事務局長)

◆ 北海道高等教育研究所 2021 年度第 2 回研究会

「コロナ下の学生生活の状況-学生生活実態調査から」

◆ コロナ禍における『北大生の生活』~第57回学生生活実態調査から~

鏡 秀隆(北海道大学生活協同組合常務理事(専務補佐))

◆ 日本の大学の自治と学問・学術の自由の行方

一新自由主義政策によって劣化する大学と学術体制-

姉崎 洋一 (代表理事·北海道大学名誉教授)

第2回研究会報告の「前書き」に代えて

山口 博教

本年度第2回研究会は、以上のテーマで開催されました。第1報告は札幌学院大学生相談室カウンセラー辻由依(臨床心理士/公認心理士)氏、第2報告は北海道大学生協常務理事の鏡秀隆氏に講師を引き受けていただきました。

今回のテーマはこれまでも取り上げられてきていますが、学生相談室の専門家に講演していただくのは研究所主催研究会では初めてのことです。私大教連委員長片山教授に依頼した所、札幌学院大学では2021年12月に「学生生活実態調査」がおこなわれていることを知ったことがきっかけでした。さらに片山教授の御尽力で札幌学院大学の学生支援課長、佐藤様を通して辻様を紹介して頂き実現した次第です。さらに札幌学院大学には教室使用を前回に続き認めて頂いただけではなく、今回の研究会を業務の一環として位置づけて頂きました。札幌学院大学職員の方々もオンラインを通して参加して頂いています。仲介頂きました片山教授と学生支援課長佐藤様、講師の辻様にここでお礼申し上げます。

次に北大生協では毎年「学生生活実態調査」を行っているとのことですが、今回の報告は直近の2021年12月実施したものです。このことについて私は「北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」の共同代表・事務局会議の例会で知りました。そこで関係者を通して鏡様を紹介してもらい、報告を依頼しました。コロナ禍に伴い、北海道大学生協連合

及び北大生協が経営上危機的状況にあることは以前の研究会でも伺っている所です。こう した状況下で日夜経営再建に取り組まれている鏡様に講演を引き受けて頂き、改めて感謝 申し上げます。

なお今回の研究会は姉崎代表の挨拶後、私と寺本常務の司会で進めました。第1報告に付きましては、プライバシー問題との関係で当日の報告目次のみ、ここで掲載させていただきます。第2報告につきましては鏡様の報告要旨をご覧ください。

2021 年度第 2 回研究会

「コロナ下の学生生活の状況-学生生活実態調査から」

日 時:2022年4月23日(土)

場 所:札幌学院大学新札幌キャンパス 303 教室+オンライン

司 会:山口 博教(北海道高等教育研究所事務局長)

開会挨拶:姉崎 洋一(北海道高等教育研究所代表理事)

第一報告 「コロナ禍における学生生活」

辻 由衣(札幌学院大学学生相談室カウンセラー、公認心理士/臨床心理士)

第二報告 「コロナ禍における『北大生の生活』―第57回学生生活実態調査から―」

鏡 秀隆(北海道大学生活協同組合 専務補佐(常務理事))

閉会挨拶:市川治(北海道高等教育研究所代表理事)

「コロナ禍における学生生活」

辻 由依

報告目次

♥ 本学の支援体制

♥ コロナ禍での学生の相談と学生の様子

♥ メンタルヘウルスアンケート

💟 これからの課題と展望

コロナ禍における『北大生の生活』~第57回学生生活実態調査から~ 鏡 秀隆

北大生協は、2022 年 6 月に創立 75 周年を迎えます。長い歴史の中で紆余曲折ありながら、北海道大学の中で構成員の福利厚生の一翼を担ってまいりました。しかしながら、事業環境の変化により 2018 年度から事業剰余で赤字に転落してから、生協一丸となって経営再建を試みようとしていたところに、コロナ禍で大きな赤字を抱えることになりました。2022 年 2 月末の決算で、累積赤字が約 2 億 6 千万円になっています。ただ、2021 年度の決算が想定よりも若干好転の傾向が表れましたので、なんとしても 2022 年度は回復基調になって欲しいと思っています。

今回は、大学生協が長年取り組んでいる「学生生活実態調査」の最新データから見えてくる、コロナ禍で変化している「北大生の生活」についてご報告させていただきます。その前に、この間、様々なカタチで学生支援がされていますので、北大生協が関わっている取り組みをご紹介させていただきます。連合北海道からの呼びかけで北海道生協連や大学生協などが中心となり、「ほっかいどう若者応援プロジェクト」が発足して食料支援をのべ15,000名の学生・院生・留学生に行いました。北海道大学のフロンティア基金で実施された生活支援事業で、のべ約2,200名への支援、日本学生支援機構の緊急支援金を生協電子マネーで支給、医学部保健学科・医療技術短期大学部同窓会の支援(115名に3000円の生協電子マネーを支給)、2022年1月に北海道厚生農業協同組合連合会から北海道大学へ道内産農畜産物の贈呈が行われました。これを広く学生へ提供したいということで、LL牛乳、乾麺(うどん)の配布を北大生協にお任せいただきました。以上のように、様々な支援が行われています。

さて、「第 57 回学生生活実態調査」から見えてくる北大生の生活について、簡単にご報告させていただきます。

- (1) 大学生活の充実度については、回復傾向にありますが、コロナ禍以前までには戻っていません。大学は、対面授業を増やしたくても教室のキャパの限界などで、オンライン授業を併用せざるをえないようです。大学への入構制限もされており、サークル活動も制限があります。その中で友人や先輩を作ることが困難で、周囲の対人コミュニケートを十分にとることができない様子が伺えます。
- (2) アルバイト収入は回復傾向にあります。また、奨学金は、将来の返済の不安から貸与型から給付型に移行しています。収入が減っていても、交友費や外食費など支出も減っているので、生活実態は窮乏しているほどではないようです。
- (3) コロナ禍以前よりは、出席率も高まっている。実験に代えての課題も多い。先輩がいないので教科書も購入する。逆に、コロナが怖いのでオンライン授業でないと嫌だ。孤独が強まり、カウンセリングの充実を希望している。授業の質にばらつきがあり不満だ。という声が自由記入欄では寄せられています。

今後、大学生にとっての3つの危機「暮らしの危機」「学びの危機」「つながりの危機」に 対して、大学生協がどのようにアプローチしていくのか課題となっています。大学生協に とっても3つの難局「経営の難局」「コミュニティ形成の難局」「生協組織の難局」を抱えており、経営再建にとっては克服すべきこととして明らかにしています。

改めて、組合員の参加を根幹にすえて、100周年に向けての歩みを進めていきます。

日本の大学の自治と学問・学術の自由の行方

―新自由主義政策によって劣化する大学と学術体制―

姉崎 洋一

はじめに

大学の教育・研究の「政治による私物化」(過去四半世紀)は、新自由主義的競争原理と 産官学連携を強め、さらに軍事研究への参加を強めている。この間、国立大学の法人化 (2004)、教基法の「改正」(2006)、学校教育法の改正(2015)、私学法の改正(見送り) 2022、学術会議の会員6名の任命拒否(2020)、国際卓越研究大学法案(2022)の制定審 議は、こうした文脈を含んで捉え返すことが求められている。

1,「学術会議」と「総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)」の二重構造が もたらしているもの

まず、「科学技術基本計画」(「選択と集中」による国家予算の恣意的方向付け)の流れに 注目する必要がある。

第一は、「科学技術基本法」(1995)から「科学技術・イノベーション基本法」へ(2020) (「第六期科学技術基本計画」(2021-2026)に沿うもの)の変化である。

これに関連するのは、2 つの法律である。一つは、「イノベーション活性化法」(2018)である。その中身は、「経済社会の大きな変化を創出すること」(新商品の開発、新たな経営管理方法、経済社会の大きな変化を創出する)である。二つは、「科学技術・イノベーション基本法」(1995)である。二つの法律に共通するのは、「イノベーション」である。イノベーションとは、新たな知識を活かした文化的・経済的・社会的・公共的な価値の創造とされる。しかし、これらが、新商品の開発や経営管理の革新など「経済応用」だけに焦点化される場合、「基礎研究」を圧迫することが危惧される。

第二は、「新自由主義に基づく競争、選択と集中」政策の問題である。

一つは、新自由主義的競争が日本の「研究力低下」を生み出していることが指摘されていることである。その理由には、例えば、研究者は競争的資金を得るために短期で結果の得られる内容になりがちで、長期的で、挑戦的な課題に取り組む件数が減り、質の高い論文数が低下していることや、博士課程後期課程に進学する院生が減っているとされる。このことは、政策担当者も認識している。問題はそれをどのように変えるかである。国は、大学研究機関の変質をはかり、次代の研究者育成について、「人材育成」(第6条1項)で言及している。

例えば、上山隆大座長は、大学・国研の共同研究機能の外部化を提案し、内閣府に「科

学技術・イノベーション推進事務局」を置くとした。(官邸主導で)

第三は、「人文・社会科学」を「イノベーション創出」の手段として位置づけ(「科学技術・イノベーション活性化法」第49条)では、「人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用する」としている。つまり、人文社会科学は、その目的をもっぱら「イノベーション創出」に寄与することがもとめられるということである。

第四は、経団連は、今後の大学等の改革方向として、従来の文科省の「選択と集中」政策では、早晩行き詰まるとして、「戦略と創発」(「政策レベルで認識される重要領域はすでに競争が激化しており、単なる重点化では、諸外国と資金量で競り負ける可能性が高い」「破壊的イノベーションは想定外の研究から生み出されたものであり、政策的に選択したものからは生まれにくい」)政策に転ずることを求めた。

第五は、文科省の高等教育政策は、国立大学の法人化(2004)以降、国立大学の「ミッションの再定義」をはかり、基本的に3種類の大学のタイプ(各分野に「世界最高の教育研究の展開拠点」「全国的な教育研究の拠点」「地域活性化の中核的拠点」)を各大学に割り当てるとともに、各大学が自ら公表することを求めた。すなわち、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割)設定することだった。その結果、研究大学の新たな選別化が進められ、他の場合でも、国公私の産官学連携、地方国立大学の既存組織の改編が急進展した。

第六は、「科学技術基本法改正に関する日本学術会議幹事会声明」(2020.1.28)が、出されたことである。そこでは、①,基礎研究の一層の推進が重要と指摘していた。「世界の中で日本の基礎研究力が危機にある」「研究者各自の内発的関心と長期的視野に基づく基礎研究に取り組む環境が急速に失われ、学術の裾野を形成する研究者の活動が弱体化している」、②,「科学技術」と「イノベーション」については、「科学」「技術」「イノベーション創出」三者それぞれの振興を課題とする。③「研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない」(第6条)④新たに「研究開発法人・大学等の責務」及び「人材育成並びに研究開発及びその成果の普及」については「とりわけ大学の教育、研究及び組織運営の自主性、ひいては「学問の自由」(憲法23条)への慎重な配慮をお願いしたい」とした。この学術会議の指摘は、政権・政策にとって、目障り(学問の自由、大学の自治の主張、軍事研究への批判意識)であり、できれば「総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)」に置き換えたいとする意識が潜在することになった。

2「学術会議」の会員の任命拒否(2020年)問題の性格と本質

1年7ヶ月を経て、学術会議任命拒否問題の核心は何だったのか?

学協会 1000 超の反対声明は、画期的であった。しかし、菅・岸田政権は、これを無視して、世論の動きに応えようとしないことが、明白になった。

学術会議の会員の任命拒否は、以下の内容を含み、看過できない問題である。

第一は、学術会議の会員任命拒否は、「この国のかたち」の要である憲法 9 条を否定し、 軍事大国化にもっていくための鍵的要素(池内了)である。

第二は、学術会議の成立の歴史的意義は、憲法23条に直接連関している。(戦前の痛苦の経験から学問の自由は、科学アカデミーの独立性と社会的役割にあった)(加藤陽子)(小

沼通二)、学問の自由は、単なる個人の自由ではない。(石川健治)、法的規定をもつ学術会議の正式手続きを経た会員を任命拒否する政権の法的根拠はない。(広渡清吾、木本忠明、岡田正則、小澤隆一、松宮孝明、公法、憲法学会の多くは違法と指摘。)

第三に、科学技術基本法の改正による人文社会学の分野の組み込みは、一方での前進ではあったが、他方ではその分野も政府施策に添うことを求めるものになった。学術会議の第一部会員(のうち、集団的自衛権反対などの会員)のみを標的にしたのは理由があった。戦前の滝川事件、天皇機関説事件とその意味で似ている。(駒込武、加藤陽子、木本忠明等)

第四は、学術会議を兵糧攻め、無力化をはかる姿勢に加え(総合科学技術イノベーション会議を優先)、新たな組織へ改変しようとする動きは、許されない。学術会議は、任命拒否を撤回することを求めるとともに自主的改革案を作成してきた。(梶田会長) それを、無視するのは、民主主義的法治国家とは言えない。

*『学問と政治―学術会議任命拒否問題とは何か』(岩波新書、2022)を参照されたい。 第五は、大学・高等教育機関の変質を迫る政策と並行して起きた。国立大学法人法の一 部改正による国の大学支配と監視、学問の自由の抑圧が起きている。教授会、評議員会の 大学ガバナンスからの疎外が生じている。(学長選考・監察会議、指定国立大学法人、2つ 以上の国立大学法人の統合機構、大学ファンド創設へ)

第六は、上記のこともあって、政府施策に大学が、自由にものが言えなくなってきている。他方、モラルハザード・金権汚染、学長選考の法的紛争(北大、北教大、日大、京大、筑波、下関市立大等)が、多発してきた。

第七は、日本の高等教育と学術が世界に遅れをとってきている。国の公財政支出の OECD 最低国として長く君臨している。(私費負担は、逆に高く君臨している。)高等教育 進学率、大学ランキング、学術生産で次々と劣位に転じている。極めて異常である。

第八は、「経済安全保障推進法」(2022)の危険性である。具体的運用は、政省令にゆだねられ、曖昧である。同推進法は、(1)経済や国民生活に不可欠な「特定重要物資」の供給網を強化、(2)基幹インフラ 14 業種の設備に懸念のある製品が導入されないか事前に審査、(3)先端技術での官民協力、(4)原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開——が骨格となっている。違反には最大懲役 2 年の罰則がある。大学や研究機関は、研究の推進や公開にこの法の縛りを受ける。

以上のことを、一般国民は無論のこと、大学構成員たる、教職員、学生、大学院生もよく知らないのが、現実である。

3 大学ファンド・国際卓越研究大学法(2022)のめざすもの

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(閣議決定 2022. 2. 25。衆議院を経て 2022.5. 18 参議院本会議成立、

この法律は、首相、財務大臣、CSTI、文科大臣が、関与する異例な法律である。

- 1,策定(関係行政機関長・CSTI)、認定(CSTI、科学技術・学術審議会)、認可(首相・財務大臣、CSTI),モニタリング・認定・認可の取り消し(首相、財務大臣、CSTI)については、各段階で括弧内に記したメンバーに意見を聴くのが義務化されている。
 - 2、認定基準(研究力、ガバナンス、事業成長)、強化計画(事業成長、研究力)につい

ては、細かな基準が設定されている。

- 3,世界と伍する研究大学については、次の項目について審査される。責任あるガバナンス;①ガバナンス体制、②研究成果の創出、③事業・財務戦略
- 4,「国際卓越研究大学」制度は、次の特徴がある。: ①特定大学に限定(その他の大学は 疎外される。) ②学外者を中心とする最高意思決定機関が大学の経営方針に関与する。③大 学ファンド: 必ずしも助成がされるわけではない、大学からの出資返還されない場合があ る。
- 5,「国際卓越研究大学」制度:なぜ 6 つくらいなのか;「我が国の国力」から規定される としているが、科学的根拠があるわけではない。
- 6,「地方大学」と「国際卓越研究大学」の分断が明白である。大学間格差の固定化が生じる。「国際卓越研究大学」になるための切り捨て(分野、部局)が行われる危険性がある。
- 7,「教育未来創造会議」(2021. 12. 3) が発足している。議長は首相(内閣総理大臣)、 代理は、官房長官、文科大臣=教育再生担当大臣であり、主務を担う。構成員は、首相が 任命する。庶務は、内閣官房だが、「チーム甘利」が主導権を握っている。そこから、安宅 和人が入った(東大生物化学修士、マッキンゼー、イエール大学脳神経科学 Ph.D, YAHOO,CSO,経団連未来社会協創 TF 委員)。安宅が、制度設計の仕掛け人と言われてい る。
- 8, 同上ワーキンググループ「我が国の未来をけん引する大学等と社会のあり方について」(第一次提言、素案、2022.4.18)が出されている。そこでは、理工農系女子の採用や理工系シフトが、顕著である。
- 9, 自民行革推進本部が、「稼げる大学」(2017.7)を提言した。そこでは、自民知的財産戦略調査会による、「基金」による運用益提言(2018.8)がされている。

安宅和人は、10兆円の基金創設提言(2019.10)を行っている。

「総合イノベーション戦略 2020」では、世界に伍する規模のファンドを大学等間で連携して創設」(2020. 7. 17) するとしている。その際に、ハーバード、イエール、スタンフォード、ケンブリッジ、オックスフォードの各大学の比較検討がされている。

- 10, CSTI 大学ファンド資金運用 WG は、「基本的な考え方」2021. 7 を表明している。
- 11,2022 財政投融資計画では、4 兆 8889 億円(財務省、プランニング)が、計上されている。
- 12, 国際卓越研究大学法では、国会付帯決議(2022. 5. 17 参院文教科学委員会)の8項目が付されている。
- 13,国際卓越研究大学法では、国立大学法人法における「学長選考・監察会議」から「法人総合戦略会議」への転換がなされている。その長は、学外者である。
- 13,以上の国際卓越研究大学法は、「戦後大学理念」の否定をめざす「大学改革」といえる。「戦後大学理念」は、大学間の不平等を否定し、教育の機会均等、学問の自由、平和な社会をつくり、民主主義の担い手をつくるなどの、戦後精神が息づいていた。

国際卓越研究大学法は、その意味で、大学に対する「哲学の貧困」と「稼ぐ」大学という陳腐なコピーを示しているのであり、ゴミ箱行きとすべきである。

4, 世界から取り残される日本の大学

最後に、日本の大学の改革課題を提示しておきたい。

- ①高等教育への国家投資の貧困を変える― 研究と教育の劣化を防ぐために。
- ②学費負担能力による未来の人生設計の差別化をなくし、「高等教育費の無償化」を実現すること。
- ③世界の潮流に逆行する日本の高等教育は、政治の貧困がもたらしているものである。 学術と、地域と文化にねざした平和な持続可能な大学づくりが求められている。
- ④新しい人権を含んだ国際法に照らして、憲法理解の深化を求めよう一憲法 26 条のみでなく憲法 13 条を組み込んで、人生を豊かにする学びを!